

「日本語学習・生活ハンドブック」

新旧対照表

平成24年11月5日
文化庁文化語部国語課

頁	新	旧	備考
19	1 <u>新しい在留管理制度と外国人住民基本台帳制度</u> ～まず身分を確保しよう！～	1 <u>外国人登録と在留手続</u> ～まず身分を確保しよう！～	2012.7.9 新制度施行に伴う変更
21	2012年7月9日から、新しい在留管理制度が始まりました。また、外国人住民 [*] も住民基本台帳の適用対象になりました。(外国人登録制度は廃止されました。) <u>*市区町村に住所がある中長期在留者や特別永住者など</u> <u>法務省入国管理局</u> http://www.immi-moj.go.jp/newimmiaact_1/index.html <u>総務省自治行政局外国人住民基本台帳室</u> http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html <u>【図】(別紙1)</u>	<u>法的手続きは、(中略) 必要な書類は窓口で確認してください。</u> <u>【図】(略)</u>	2012.7.9 新制度施行に伴う変更
22	<u>外国人登録制度が廃止される前は、市町村のホームページを御覧になると、たいいてい「外国人登録」についての情報が記載されていました。(中略) 市町村により様々な表現が見られました。(※1)</u>	市町村のホームページを御覧になると、たいいてい「外国人登録」についての情報が記載されています。(中略) 市町村により様々な表現が見られます。	2012.7.9 新制度施行に伴う変更
25	<u>【表】医療保険 国民健康保険 病気・けがのとき</u> <u>本人と家族は3割の自己負担で治療が受けられます</u> <u>(小学校入学前→2割 70歳以上75歳未満→2割 75歳以上→後期高齢者医療制度・1割 70歳以上の現役並み所得者は3割)</u>	本人と家族は3割の自己負担で治療が受けられます <u>(3歳以上→2割 70歳以上75歳未満→1割)</u>	2011.4.1 後期高齢者医療制度施行に伴う変更
29	ハローワーク(公共職業安定所)では、無料で就職相談や職業紹介をしています。パスポートと在留カード又は <u>在留カードとみなされる外国人登録証明書</u> が必要です。	ハローワーク(公共職業安定所)では、無料で就職相談や就職紹介をしています。 <u>パスポートと外国人登録証</u> が必要です。	2012.7.9 新制度施行に伴う変更
29	<u>【表】就労制限</u> <u>在留資格の範囲内で働くことができます</u>	<u>在留資格内の範囲内で働くことができます</u>	
32	《中国語版のみの修正》 <u>【図】</u> 「大学院」と「高等専門学校」の訳が逆		
49	<u>〔在留資格〕</u> ・在留資格の取得申請→地方入国管理局(出生後30日以内) <u>(削除)</u> ・本国政府への報告→大使館か領事館に問い合わせてください。	<u>〔外国人登録と在留資格〕</u> ・在留資格の取得申請→地方入国管理局(出生後30日以内) ・ <u>外国人登録→市町村の役所(出生後60日以内)</u> ・本国政府への報告→大使館か領事館に問い合わせてください。	

49	育児 〔児童手当〕 0歳から中学生までの子供を養育している方に手当が支給されます。支給額は子供の年齢や人数によって変わります。支給要件がありますので、市区町村の役場で確認してください。		新制度施行に伴う追加
57	法律に関すること 〔Japan Legal Support Center〕 日本司法支援センター（愛称：法テラス）のサポートダイヤルでは、金銭・在留資格・労働・家庭問題などの悩みに対して、法制度や相談窓口など解決のきっかけとなる情報を提供しています。 サポートダイヤル 0570-078374 平日9時～21時 土曜9時～17時 また、地方事務所でも同じように情報を提供しています。現在、英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語での対応を、全国61か所の地方事務所で行っています。（今後の運用は、法テラスのホームページでお知らせします。）	法律に関すること 〔Japan Legal Support Center〕 日本司法支援センター（愛称：法テラス）のコールセンターでは、金銭・在留資格・労働・家庭問題などの悩みに対して、法制度や相談窓口など解決のきっかけとなる情報を提供しています。（日本語・英語対応のみ可）。 コールセンター 0570-078374 平日9時～21時 土曜9時～7時 英語版利用案内（ホームページより） http://www.houterasu.or.jp/content/e0425.pdf	サービス内容変更に伴う変更
59	《中国語版のみの修正》 1 あいさつ、近所付き合い～コミュニケーションはあいさつから～	1 相談窓口 ～一人で悩まないで～	
69	銀行口座 銀行口座の開設には、身分を証明できるもの（パスポート、運転免許証など）と日本での住所を証明できる者（在留カードなど）と印鑑（銀行によってはサインも可）が必要です。	銀行口座 銀行口座の開設には、身分を証明できるもの（パスポート、運転免許証など）と日本での住所を証明できる者（外国人登録証明書など）と印鑑（銀行によってはサインも可）が必要です。	2012.7.9 新制度施行に伴う変更
81	図書館 無料で本を借りることができます。初めに在留カードなど、住所の確認できるものを見せて、利用者カードを作ります。	図書館 無料で本を借りることができます。初めに外国人登録証など、住所の確認できるものを見せて、利用者カードを作ります。	2012.7.9 新制度施行に伴う変更
131～ 132	住民票の作成 7) まず住民票を作成します。 8) 在留カードが必要です。 10) はい、あります。	外国人登録 7) まず外国人登録をしてください。 8) パスポートと写真が必要です。 10) はい、パスポートも写真もあります。	2012.7.9 新制度施行に伴う変更
181～ 183	国際交流協会・国際センター 2012年8月31日現在 最新の情報は、地域国際化協会一覧（財団法人自治体国際化協会ホームページより）を御覧ください。 http://r1iea.clair.or.jp/kyoukai/index.html （略）（別紙2）	国際交流協会・国際センター （略）	法人格の変更等に伴う変更
執筆者一覧	《中国語版のみの修正》 日本語学習・生活ハンドブック	《中国語版》外国人のための日本語学習・ハンドブック 《韓・西・伯・英》日本語学習・生活ハンドブック	

※1 今回の改正に伴い、「外国人住民」という表現が一般的になっています。

(別紙2) 181～183 頁
国際交流協会・国際センター

Hokkaido 北海道	
(公社)北海道国際交流・協力総合センター	☎ 011-221-7840
Aomori 青森県	
(財)青森県国際交流協会	☎ 017-735-2221
Iwate 岩手県	
(公財)岩手県国際交流協会	☎ 019-654-8900
Miyagi 宮城県	
(公財)宮城県国際化協会	☎ 022-275-3796
Akita 秋田県	
(財)秋田県国際交流協会	☎ 018-864-1181
Yamagata 山形県	
(公財)山形県国際交流協会	☎ 023-647-2560
Fukushima 福島県	
(公財)福島県国際交流協会	☎ 024-524-1315
Ibaraki 茨城県	
(公財)茨城県国際交流協会	☎ 029-241-1611
Tochigi 栃木県	
(公財)栃木県国際交流協会	☎ 028-621-0777
Gum' ma 群馬県	
(財)群馬県観光物産国際協会	☎ 027-243-7271
Saitama 埼玉県	
(財)埼玉県国際交流協会	☎ 048-833-2992
Chiba 千葉県	
(財)ちば国際コンベンションビューロー	☎ 043-297-0245
Tookyoo 東京都	
東京都国際交流委員会	☎ 03-5320-7739
Kanagawa 神奈川県	
(公財)かながわ国際交流財団	☎ 045-896-2626
Niigata 新潟県	
(財)新潟県国際交流協会	☎ 025-290-5650
Toyama 富山県	
(公財)とやま国際センター	☎ 076-444-2500
Ishikawa 石川県	
(財)石川県国際交流協会	☎ 076-262-5931
Fukui 福井県	
(財)福井県国際交流協会	☎ 0776-28-8800
Yamanashi 山梨県	
(財)山梨県国際交流協会	☎ 055-228-5419
Nagano 長野県	
(財)長野県国際交流推進協会	☎ 026-235-7186
Gifu 岐阜県	
(公財)岐阜県国際交流センター	☎ 058-277-1013
Shizuoka 静岡県	
(公財)静岡県国際交流協会	☎ 054-202-3411
Aichi 愛知県	
(公財)愛知県国際交流協会	☎ 052-961-8744

Mie 三重県
(公財)三重県国際交流財団……………☎ 059-223-5006

Shiga 滋賀県
(公財)滋賀県国際協会……………☎ 077-526-0931

Kyoto 京都府
(公財)京都府国際センター……………☎ 075-342-5000

Oosaka 大阪府
(公財)大阪府国際交流財団……………☎ 0724-60-2371

Hyogo 兵庫県
(公財)兵庫県国際交流協会……………☎ 078-230-3260

Nara 奈良県
(削除)

Wakayama 和歌山県
(公財)和歌山県国際交流協会……………☎ 073-435-5240

Tottori 鳥取県
(公財)鳥取県国際交流財団……………☎ 0857-31-5951

Shimane 島根県
(公財)しまね国際センター……………☎ 0852-31-5056

Okayama 岡山県
(一財)岡山県国際交流協会……………☎ 086-256-2000

Hiroshima 広島県
(財)ひろしま国際センター……………☎ 082-541-3777

Yamaguchi 山口県
(公財)山口県国際交流協会……………☎ 083-925-7353

Tokushima 徳島県
(財)徳島県国際交流協会……………☎ 088-656-3303

Kagawa 香川県
(公財)香川県国際交流協会……………☎ 087-837-5908

Ehime 愛媛県
(公財)愛媛県国際交流協会……………☎ 089-917-5678

Koochi 高知県
(公財)高知県国際交流協会……………☎ 088-875-0022

Fukuoka 福岡県
(財)福岡県国際交流センター……………☎ 092-725-9204

Saga 佐賀県
(財)佐賀県国際交流協会……………☎ 0952-25-7921

Nagasaki 長崎県
(公財)長崎県国際交流協会……………☎ 095-823-3931

Kumamoto 熊本県
熊本県国際協会……………☎ 096-385-4488

Ooita 大分県
(財)大分県文化スポーツ振興財団……………☎ 097-533-4021

Miyazaki 宮崎県
(公財)宮崎県国際交流協会……………☎ 0985-32-8457

Kagoshima 鹿児島県
(公財)鹿児島県国際交流協会……………☎ 099-221-6620

Okinawa 沖縄県
(財)沖縄県国際交流・人材育成財団……………☎ 098-941-6755